

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「第2期豊後大野市障がい者基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、各種施策の充実に取り組んでいるところです。

この「基本計画」に基づき、平成30年3月に「豊後大野市第5期障がい福祉計画」（以下「第5期計画」という。）、「豊後大野市第1期障がい児福祉計画」（以下「第1期障がい児計画」という。）を策定し、障がい福祉サービスや相談支援等が身近な地域において提供できるよう努めてきました。

今年度は、「第5期計画」及び「第1期障がい児計画」が最終年度を迎えることから、障がい者を取り巻く様々な変化を踏まえつつ、「豊後大野市第6期障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）、「豊後大野市第2期障がい児福祉計画」（以下「第2期障がい児計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

「第6期計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、「第2期障がい児計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

## 3. 計画の期間

| 平成30年度          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度           | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|
| 第5期計画、第1期障がい児計画 |       |       | 第6期計画、第2期障がい児計画 |       |       |

## 4. 計画の基本理念

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、生活の質を高め、住み慣れた地域で共に生きる社会を目指します。

両計画の基本理念は、「基本計画」、「第5期計画」及び「第1期障がい児計画」を継承します。また、この基本理念と次に掲げる国の基本指針を勘案して、この計画を推進します。

- ア. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- イ. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ウ. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- エ. 地域共生社会の実現に向けた取組
- オ. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- カ. 障がい福祉人材の確保
- キ. 障がい者の社会参加を支える取組

## 5. 令和5年度の目標値

これまでの取組と課題を踏まえ、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標を設定しました。

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数(112人)の1%の地域生活への移行。
- ・令和2年度末時点の施設入所者数114人を、令和5年度末において上回らない。

### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場へ市職員2人の参加。
- ・自立支援協議会地域移行分科会の設置と体制整備。

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・地域生活支援拠点等の運用状況の年1回以上の検証及び検討。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度に福祉施設から5人の一般就労への移行。  
そのうち、就労移行支援事業については、3人の一般就労への移行。
- ・令和5年度に就労継続支援A型は1人、就労継続支援B型は1人の一般就労への移行。
- ・令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。

### ⑤ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・既存の児童発達支援センターによる保育所等訪問支援の更なる充実。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できる体制の継続した確保。
- ・医療的ケア児等支援に関する検討会議にコーディネーターの配置と人員の充実。

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保するため、自立支援協議会相談支援部会を活用した研修等の充実。
- ・基幹相談支援センターのあり方及び体制の確保に向けた検討。

### ⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ・障がい福祉サービス等に係る研修会等への市職員2人の参加。
- ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の年1回の共有。

## 6. サービスの見込量について

目標を達成するために、必要なサービス等の見込量を設定しました。

### ◆訪問系サービス(一月あたり)

| サービス種類     | 区分 | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |    | 人数    | 時間    | 人数    | 時間    | 人数    | 時間    |
| 居宅介護       | 計画 | 55    | 1,000 | 55    | 1,000 | 55    | 1,000 |
| 重度訪問介護     | 計画 | 1     | 290   | 1     | 290   | 1     | 290   |
| 同行援護       | 計画 | 5     | 50    | 5     | 50    | 5     | 50    |
| 行動援護       | 計画 | 15    | 300   | 15    | 300   | 15    | 300   |
| 合計         | 計画 | 76    | 1,640 | 76    | 1,640 | 76    | 1,640 |
| 重度障害者等包括支援 | 計画 | 1     | 500   | 1     | 500   | 1     | 500   |

### ◆日中活動系サービス(一月あたり)

| サービス種類     | 区分 | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |    | 人数    | 人日    | 人数    | 人日    | 人数    | 人日    |
| 生活介護       | 計画 | 150   | 3,000 | 150   | 3,000 | 150   | 3,000 |
| 自立訓練(機能訓練) | 計画 | 3     | 60    | 3     | 60    | 3     | 60    |
| 自立訓練(生活訓練) | 計画 | 25    | 300   | 25    | 300   | 25    | 300   |
| 就労移行支援     | 計画 | 10    | 200   | 10    | 200   | 10    | 200   |
| 就労継続支援A型   | 計画 | 40    | 800   | 40    | 800   | 40    | 800   |
| 就労継続支援B型   | 計画 | 170   | 3,060 | 180   | 3,240 | 180   | 3,240 |
| 就労定着支援     | 計画 | 3     |       | 3     |       | 3     |       |
| 療養介護       | 計画 | 20    |       | 20    |       | 20    |       |
| 短期入所(福祉型)  | 計画 | 25    | 190   | 30    | 200   | 30    | 200   |
| 短期入所(医療型)  | 計画 | 2     | 10    | 3     | 15    | 3     | 15    |

「人日」＝「述べ利用日数」(利用者数 × 一人当たりの平均利用日数)

### ◆居住系サービス等(一月あたり)

| サービス種類 | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 計画 | 1人    | 1人    | 1人    |
| 共同生活援助 | 計画 | 100人  | 105人  | 110人  |
| 施設入所支援 | 計画 | 114人  | 114人  | 114人  |

### ◆相談支援

| サービス種類     | 区分     | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和5年度    |
|------------|--------|----------|----------|----------|
| 計画相談支援     | 計画     | 月あたり110人 | 月あたり115人 | 月あたり120人 |
| 地域相談<br>支援 | 地域移行支援 | 計画       | 年間1人     | 年間1人     |
|            | 地域定着支援 | 計画       | 年間1人     | 年間1人     |

(「計画相談支援」は一月あたりの人数でモニタリングも含む。「地域相談支援」は対象者の年間の実人数)

◆障がい児通所支援・障がい児相談支援等(一月あたり)

| サービス種類      | 区分 | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|             |    | 人数    | 人日  | 人数    | 人日  | 人数    | 人日  |
| 児童発達支援      | 計画 | 50    | 400 | 50    | 400 | 50    | 400 |
| 医療型児童発達支援   | 計画 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 放課後等デイサービス  | 計画 | 115   | 920 | 115   | 920 | 115   | 920 |
| 保育所等訪問支援    | 計画 | 30    | 30  | 30    | 30  | 30    | 30  |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 計画 | 1     | 4   | 1     | 4   | 1     | 4   |
| 障がい児相談支援    | 計画 | 45    |     | 45    |     | 45    |     |

「人日」＝「述べ利用日数」(利用者数 × 一人当たりの平均利用日数)

◆地域生活支援事業

| サービス種類       | 区分 | 令和3年度              | 令和4年度      | 令和5年度      |
|--------------|----|--------------------|------------|------------|
| 障がい者相談支援事業   | 計画 | 2カ所                | 2カ所        | 2カ所        |
| 住宅入居等支援事業    | 計画 | 障がい者相談支援事業の中で実施します |            |            |
| 障がい福祉教室      | 計画 | 実施                 | 実施         | 実施         |
| 成年後見制度利用支援事業 | 計画 | 1件/年               | 1件/年       | 1件/年       |
| 手話通訳者設置事業    | 計画 | 1名                 | 1名         | 1名         |
| 意思疎通支援事業     | 計画 | 101件/年             | 101件/年     | 101件/年     |
| 手話奉仕員養成研修事業  | 計画 | 入門 基礎 上級課程         | 入門 基礎 上級課程 | 入門 基礎 上級課程 |
| 日常生活用具給付事業   | 計画 | 1,085件/年           | 1,085件/年   | 1,085件/年   |
| 移動支援事業       | 計画 | 2,700時間/年          | 2,700時間/年  | 2,700時間/年  |
| 地域活動支援センター事業 | 計画 | 22人/年              | 22人/年      | 22人/年      |
| 訪問入浴サービス事業   | 計画 | 1人/年               | 1人/年       | 1人/年       |
| 日中一時支援事業     | 計画 | 20人/年              | 20人/年      | 20人/年      |
| 巡回支援専門員派遣事業  | 計画 | 18人/年              | 18人/年      | 18人/年      |
| 免許取得助成事業     | 計画 | 1件/年               | 1件/年       | 1件/年       |
| 自動車改造助成事業    | 計画 | 2件/年               | 2件/年       | 2件/年       |

## 7. 計画の推進体制

障がいのある人やその家族などに対する各種サービスの充実を目指し、庁内の保健・福祉・医療・教育・雇用・まちづくりなどの関係課の連絡調整や関係機関との連携をより一層強化するとともに、計画の推進体制を整備します。

豊後大野市自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議し、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。また、毎年度その進捗状況の分析・評価を行い、その結果を豊後大野市地域自立支援協議会に報告し意見を聴くこととします。